

議案第 12 号

日出町学校給食費等調整基金条例の制定について

日出町学校給食費等調整基金条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町学校給食費等調整基金条例

(設置)

第 1 条 日出町が実施する学校給食及びこれに準じて実施する幼稚園給食における給食用物資の確保に資するため、日出町学校給食費等調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、こ

の基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

学校給食費の剰余金を積み立てるため、日出町学校給食費等調整基金を設置したいので提出する。